

参考資料 1 9分野の施策の概要

1 総論

「健康日本21」の推進	
「国民健康づくり対策」 (第1次:昭和53年～、 第2次:昭和63年～)	老人健康診査体制の確立、市町村保健センター等の整備、健康運動指導士の養成等の国民の健康づくりのための基盤整備を推進
「健康日本21」 (平成12年～ 10カ年計画)	21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に、具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促す。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○1次予防の重視 ○健康づくり支援のための環境整備 ○目標等の設定と評価 ○多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進
国の取組	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国的な推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○健康日本21推進本部 省内横断的に施策を展開することを目的に、事務次官を本部長として設置 ○健康日本21推進国民会議 広く各界関係者の参加により国民的な健康づくり運動を効果的に推進していくことを目的に設置 ○健康日本21推進全国連絡協議会 「健康日本21」に賛同する健康づくりに関連する関係団体により構成 2. 多様な経路による普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを活用した普及啓発 厚生労働本省及び(財)健康・体力づくり事業団のホームページにより「健康日本21」をはじめとする健康づくり施策等を情報提供 ○健康日本21全国大会 全国の健康づくりに関係する団体等の参加のうえ、情報交換等を行うとともに、幅広い参加者へ健康づくりに関する情報の発信を行い、「健康日本21」運動の輪を広げていくことを目的に開催 (平成18年度は11月2日に岡山県で開催予定) ○健康増進普及月間 健康に対する国民一人一人の自覚を高め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月を健康増進普及月間とし、種々の行事を展開 (参考)食生活改善普及月間(毎年10月) 生活習慣病予防週間(毎年2月1日～7日) 3. 地域等における地方計画の策定等に対する技術的支援 <ul style="list-style-type: none"> ○「健康日本21」実践の手引きの作成 ○「健康日本21」地方計画事例集の作成 ○地方計画策定の円滑な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画～全都道府県で策定済 ・市町村計画～1,001市町村(53.8%)が策定済(平成18年7月1日現在) ○健康日本21評価手法検討会報告 4. 調査研究の推進及び人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康・栄養調査による実態把握 ○健康科学総合研究事業等による各分野の研究を推進 5. 各種保健事業の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域・職域連携共同モデル事業の実施 ○都道府県単位での保険者協議会の設置

2 健康増進法

健康増進法の制定	
経緯	<p>「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり、疾病予防を更に積極的に推進する法的基盤を整備するため、医療制度改革の一環として、平成 14 年 7 月に制定され、平成 15 年 5 月 1 日に施行(健康診査等指針については、平成 16 年 8 月 1 日に施行)</p>
法律の概要	<p>1. 基本方針及び地方健康増進計画(第7条及び第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を定めるものとする。 ○都道府県は、国の基本方針を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(都道府県健康増進計画)を定めるものとする。(義務) ○市町村は、国の基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(市町村健康増進計画)を定めるよう努めるものとする。(努力義務) ○国は、<u>都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができる。</u> <p>2. 健康診査等指針(第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査等指針を定めるものとする。 <p>3. 国民健康・栄養調査等(第10条～第16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。 ○国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病等の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。 <p>4. 保健指導等(第17条～第19条)</p> <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>栄養改善その他の生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導(その業務の一部について、病院や診療所等に実施を委託することができる)</u> ○<u>上記以外の健康増進事業の実施</u> <p>【都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特に専門的な知識・技術を必要とする栄養指導等の保健指導 ○<u>市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助</u> ○<u>市町村の健康増進事業についての報告徴収</u> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>市町村の健康増進事業についての報告徴収</u> <p>5. 受動喫煙の防止(第25条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定給食施設における栄養管理 ○食品の特別用途表示、栄養表示基準等 <p>(注)下線部については平成 20 年 4 月 1 日施行。</p>

3 栄養・食生活

個別分野の施策	
栄養・食生活	<p>栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、人々が良好な食生活を実現するための個人の行動変容、及び「食育」等により個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。</p> <p>目標は、適正な栄養状態、栄養素(食物)の摂取、適正な栄養素(食物)の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて設定する。</p>
施策の概要	<p>1. 科学的根拠に基づく栄養施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～) 国民の健康状態、栄養状態を把握するために調査を実施し、毎年概要及び報告書を発表しており、国及び各地方自治体においては、本調査の結果を踏まえて栄養施策を展開している。 ○健康・栄養に関する調査研究の充実 科学的根拠に基づく栄養施策を推進するため、健康・栄養に関する調査研究を実施している。 ○日本人の食事摂取基準の策定 昭和45年から「栄養所要量」として策定し、5年ごとに学術誌等の文献の系統的レビューを行い、改定を行っている。国民の健康の増進、エネルギー・栄養素欠乏症の予防、生活習慣病の予防、過剰摂取による健康障害の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すものである。平成16年の改定では、生活習慣病予防に重点をおき、新たな指標として「目標量」を示した。「目標量」を策定した栄養素は、増やすべき栄養素として、食物繊維、カルシウム、カリウムなど、減らすべき栄養素として、コレステロール、ナトリウム(食塩)である。脂質については、脂肪エネルギー比率のみならず、その質も考慮する観点から、飽和脂肪酸、コレステロールなどについても設定した。 <p>2. 栄養・食生活に関する知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月 閣議決定) 国民の健康を増進する観点から国民一人一人が食生活の改善に対する自覚を持ち、日常の食生活において留意すべき事項を「食生活指針」として厚生労働省・文部科学省・農林水産省が連携して作成し、閣議決定している。その解説要領及びパンフレット等を地方自治体や関係団体等に配布し、普及啓発を行っている。 ○「食事バランスガイド」の普及啓発 「食生活指針」をより具体的な行動に結びつけるものとして、「食事バランスガイド」を平成17年6月に作成・公表し、平成17年7月に「フードガイド(仮称)検討会」報告書を取りまとめた。地方自治体における情報の提供や健康教室等における活用、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、外食等における活用や食生活改善推進員等のボランティアによる普及啓発を行っており、特に、男性の肥満者、単身者、子育てを担う世代に焦点を絞った取組を展開している。 ○食生活改善推進員による普及啓発 ボランティアによる地域に根ざした食生活改善の普及啓発活動を実施している。 ○食生活改善普及運動(毎年10月) 食生活に対する国民一人一人の認識を高め、食生活改善の実践を促すために、毎年10月を食生活改善普及月間とし、国においては重点活動の目標を定めるとともに、普及啓発用ポスターを配布し、各地方自治体においては地域の実情に応じた取組を展開している。 ○健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) WHOの「食生活、身体活動と健康に関する世界戦略」等も踏まえ、食生活に関する環境整備の方向性についてとりまとめ、国及び地方自治体において流通・小売・外食産業等関係者と連携し、食環境整備の強化を図ることとしている。 <p>3. 集団指導の実施(一次予防)</p> <p>生活習慣病予防のための正しい食生活に関する知識等を普及させるため、保健所・市町村保健センター等で、管理栄養士等による集団への栄養指導を行う。</p> <p>4. 健康診査の結果等に基づく個別指導の実施(二次予防)</p> <p>健康診査の結果に基づき健康に問題がある者に対し、二次予防の観点から管理栄養士等が個人の健康状態、栄養状態を把握し、個人に応じた適切な栄養指導を行う。</p>

施策の概要

5. 管理栄養士・栄養士の資質の向上、人材育成

○管理栄養士等制度の改正(平成 12 年4月)

高度化・多様化する社会ニーズに対応できる管理栄養士等の養成及び業務の明確化(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等)を行うための所要の法律改正を行った。

○地域における行政栄養士の業務について(平成 15 年 10 月健康局長通知)

○地域における行政栄養士の基本指針について(平成 15 年 10 月生活習慣病対策室長通知)

健康増進法の施行を受け、国、都道府県、市町村の行政栄養士の果たす役割を明確にするための基本方針を示した。

○地域における食生活改善に向けた連携事例集の作成及び行政栄養士研修会の開催(平成15年11月)

食生活の改善のためには、衛生部局のみでなく教育部局、農林部局等との連携が必要であることから、地域における連携事例をとりまとめるとともに、連携事例集を活用した研修会を開催した。

6. 食育の推進

○食育基本法の施行(平成 17 年6月)

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を総合的、計画的に推進するため、食育基本法が施行された。

○食育推進基本計画の策定(平成 18 年3月)

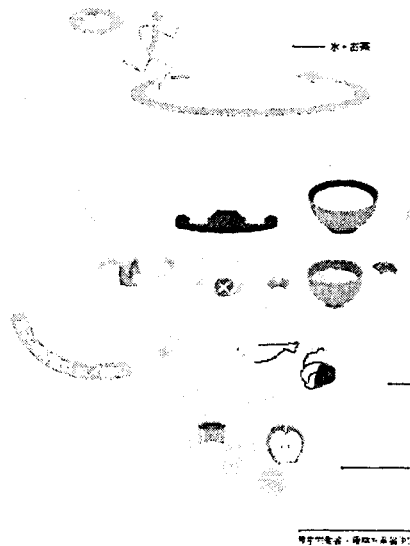
達成すべき目標として、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加」、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加」等が挙げられており、具体的な取組として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に関する知識の普及啓発、肥満予防対策の推進、朝食欠食率減少に向けた取組の推進、食事バランスガイドの普及啓発、人材の育成・活用、食品関連事業者等による食育の推進などを行う。

食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分

料理例



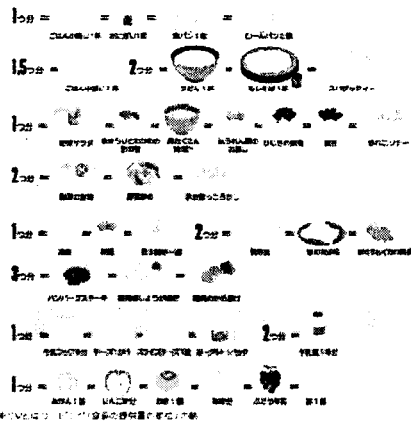
5-7 主菜(肉・魚・卵)
250g 肉・魚(中盛り)または54g 卵黄

5-6 副菜(野菜・豆類)
250g 野菜料理5g 豆類

3-5 主菜(大豆・肉類)
250g 肉・魚・卵・大豆料理から3品程度

2 牛乳・乳製品
250g 牛乳200gから1品程度

2 果物
250g みかん1つから2個程度



4 身体活動・運動

個別分野の施策	
身体活動・運動	<p>身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。</p> <p>目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。</p>
施策の概要	<p>1. 科学的根拠に基づく運動施策の推進</p> <p>○運動所要量の見直し 健康を維持するために必要な運動量を示した「運動所要量」(平成元年度策定)の普及啓発を行ってきたが、最新の科学的知見をふまえたものとするため、平成 17 年8月に検討会を設置し、平成18年7月に「健康づくりのための運動基準」を策定した。</p> <p>2. 運動習慣の定着に必要な知識の普及</p> <p>○運動指針の見直し 運動所要量に基づき誰もが気軽に運動を行えるよう「運動指針」(平成5年度策定)の普及啓発を行ってきたが、運動所要量同様に見直しを図るため、平成 17 年8月に検討会を設置し、「健康づくりのための運動基準」に基づき、平成 18 年7月に「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」を策定した。</p> <p>3. 健康づくりのための運動実践の場の提供</p> <p>○健康増進施設の認定 健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことができる施設を健康増進施設として認定。 〔健康増進施設の類型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運動型健康増進施設 トレーニングジム等の設備及び健康増進のための運動プログラム提供者等の配置 399 施設 (H18.6.30 現在) ●温泉利用型健康増進施設 上記の要件に加え、健康増進のための温泉利用の設備及び温泉利用指導者の配置 29 施設 (H18.6.30 現在) ●温泉利用プログラム型健康増進施設 生活指導及び応急処置の設備、温泉利用プログラム提供及び温泉入浴指導員の配置 9 施設 (H18.6.30 現在) <p>4. 健康づくりのための運動実践を支援する人材の養成</p> <p>○健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査等 昭和 63 年度から平成 17 年度まで(財)健康体力づくり事業財団が、厚生労働大臣の認定を得て、生活習慣病を予防して健康水準を保持・増進するという観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚しつつ、個人個人の身体状況に応じた運動プログラムの提供及び実践指導を行う者の養成、試験等を実施。事業の大臣認定については、平成 17 年度末をもって廃止したが、同財団においては、大臣認定廃止後の健康運動指導士等の養成・普及定着方策を探る委員会を設けて検討を続け、本年6月、以下の5点を主な内容とする健康運動指導士制度の充実強化策を取りまとめ、平成19年度から導入されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場実習の導入を含む養成カリキュラムの充実強化 ・4年制体育系大学等を対象とする健康運動指導士養成校制度の創設 ・保健師、管理栄養士等に対する講習会の一部科目免除 ・実務経験者に対する受験資格の付与 ・登録更新時講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●健康運動指導士 10,998 名 (H18.7.1 現在) ●健康運動実践指導者 22,381 名 (H18.7.1 現在)

5 休養・こころの健康づくり

個別分野の施策	
休養・こころの健康づくり	<p>こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。</p> <p>目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。</p>
施策の概要	<p>1. ストレスへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心の健康づくり推進事業 精神保健福祉センターにおいて精神疾患に関する相談窓口の設置、精神保健に関する知識の普及等を行うことにより国民の精神的健康の保持増進を図る。 ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業 地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施する。 ○こころの健康づくり地域関係者研修事業 都道府県において地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得している地域精神保健従事者を主に対象として、当該地域に適合した自殺予防対策の強化を目的とした研修を実施する。 ○こころの健康づくり普及啓発事業 都道府県において地域の実情に即した方策を検討し、各種 PR 活動を行うなどにより、地域におけるこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を促進する。 ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業 メンタルヘルス対策の啓発用パンフレットの作成・配布等及び管理監督者、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。 ○メンタルヘルス対策支援事業 事業場に対してメンタルヘルス関係の専門家による事業場の体制づくりに対する指導等を実施する。 ○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業 地域産業保健センターにおいて、保健所等地域の保健機関と協力しつつ、メンタルヘルス不調となった労働者とその家族を対象としたセミナーや相談会を実施する。 ○産業医等医師を対象とした研修事業 産業保健に協力的な精神科医に対する産業保健に関する研修を実施するとともに、メンタルヘルスに関する知識、対応方策などメンタルヘルス対策について、産業医等を参集し研修を実施する。 <p>2. 十分な睡眠の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりのための睡眠指針検討会報告書の策定(平成 15 年3月) 成人を対象として、睡眠の問題を予防・改善するための情報を7つの柱として整理したものであり、個人個人の自己選択に基づいて、本指針に示すような生活習慣の工夫が推奨され、それぞれの柱の中の各ブレイズから、自らの生活の中に取り入れられそうなものを自分の生活に合わせて実践するもの。 <p>3. 自殺対策</p> <p>【相談体制等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺防止のための相談推進協議会事業 「いのちの電話」を中心に、相談関係機関等が参画した自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るため、相談推進協議会を設置する。 ○相談研修等活動推進事業 全国 47 都道府県において、「いのちの電話」の相談員の確保、資質の向上を図るため、養成研修等を行う。 <p>【普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いのちの日」の行事の開催等による自殺防止相談窓口の普及・啓発事業 (12月1日を「いのちの日」とし、自殺防止に係る啓発普及活動を行う。) ○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業(再掲) ○メンタルヘルス対策支援事業(再掲) ○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業(再掲) ○産業医等医師を対象とした研修事業(再掲) ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業(再掲) ○こころの健康づくり地域関係者研修事業(再掲) ○こころの健康づくり普及啓発事業(再掲) <p>【研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進 データの収集と分析による自殺の実態把握を行うとともに、自殺関連予防プログラムの開発や労働者のメンタルヘルス等に関する研究を推進する。

6 たばこ

個別分野の施策

<p>たばこ</p>	<p>たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。「健康日本21」においては、①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、②未成年者の喫煙防止(防煙)、③受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、④禁煙希望者に対する禁煙支援について設定している。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」(平成14年12月25日意見具申)においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。さらに、平成17年2月には、保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウムの開催 <p>喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、世界保健機関(WHO)が平成元年に毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めたところである。これを受け、厚生労働省においても「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定め、「世界禁煙デー記念シンポジウム」を開催するとともに、ポスターの配布等により正しい知識の普及啓発を行っている。</p> ○ホームページを活用した情報提供 <p>厚生労働省のホームページを利用してたばこに関する情報を国民に提供している。</p> ○「喫煙と健康問題に関する検討会」報告書(平成13年12月) <p>「健康日本21」の策定を踏まえ、専門家による検討を行い、たばこ健康問題に関する最新の科学的知見を集積した報告書が取りまとめられた。</p> 2. 未成年者の喫煙防止 <ul style="list-style-type: none"> ○未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号) <p>未成年者の喫煙禁止、未成年者にたばこを販売した者に対する罰則等を規定している。</p> ○たばこ広告に関する規制 <p>たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第42条第2項の規定に基づき、製造たばこに係る広告を行う際の指針により、未成年者の喫煙防止に配慮するよう規定している。</p> ○未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組について(平成16年6月28日3省庁局長連名通知) <p>年齢確認の徹底、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、警察庁、財務省及び厚生労働省より関係業界宛に通知を発出した。</p> ○未成年者喫煙防止対策ワーキンググループの設置(平成17年1月18日) <p>関係5府省庁(内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議幹事会の下に設置し、①未成年者への喫煙防止教育、②たばこの入手方法に応じた喫煙防止、③喫煙習慣者への禁煙指導等について検討を行っている。</p> 3. 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙防止対策について(平成15年4月30日健康局長通知) <p>健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を規定している。これを受け、平成14年6月に策定した分煙効果判定基準報告書等を参考にしながら、適切な受動喫煙防止対策を推進するよう、都道府県等に対して、同法の施行に併せ通知を発出した。</p> ○職場における喫煙対策のためのガイドライン(平成15年5月9日) <p>労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、喫煙対策の充実を図ることとし、新ガイドラインを策定し、これに沿った喫煙対策の円滑な実施に向け、事業場に対し、個別支援(指導)、研修会、シンポジウム等の普及啓発を行っている。</p> ○地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査 <p>平成12年9月に、地方自治体庁舎等の公共の場及び職場を対象に、禁煙・分煙の実施状況調査を行っており、その後、平成15年5月に健康増進法が施行されたことを受け、施行後約半年を経過した時点(平成16年1月5日現在)での状況を把握するために、同様の調査を再度実施し、平成17年10月にその結果を公表した。</p>

<p>施策の概要</p>	<p>○飲食店健康増進普及支援事業(平成17年度～) 都道府県において、飲食店等の営業者に対し、受動喫煙防止対策の意義、禁煙・分煙対策の実施により営業成績が向上した事例等の具体的な取組事例等を紹介する講習会を実施し、受動喫煙防止対策への取組を推進することとしている。</p> <p>4. 禁煙支援プログラムの普及</p> <p>○たばこ対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために講習会を開催している。平成16年度からは、地方自治体と他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施している。</p> <p>○禁煙支援マニュアルの作成(平成18年5月) すべての市町村で禁煙支援が実施され、地域での保健指導や禁煙指導の充実を図るために、禁煙支援に取り組むための必要な基礎知識、実施手法、留意事項等を自己学習できるよう解説した禁煙支援マニュアルを作成。今後、その普及を図り、禁煙支援を推進する。</p> <p>○ニコチン依存症管理料の新設(平成18年度診療報酬改定) ニコチン依存症について、疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を行う。</p> <p>5. その他</p> <p>○たばこ対策関係省庁連絡会議の設置(平成16年6月15日) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准とともに、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、対策の充実強化に向けた体制整備を行っており、今後とも、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することとしている。</p> <p>○たばこ対策緊急特別促進事業(平成17年度～) 都道府県において、①地域の関係者で構成される協議会を設け、関係者が連携してたばこ対策に取り組むこと、②未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策に取り組むこと、③受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点を置いた対策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。</p> <p>○循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の喫煙の実態に関する研究、喫煙習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等健康影響と喫煙対策の動向に関する研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。</p> <p>○たばこ対策に係る組織の拡充(平成17年10月) 厚生労働省においてたばこ対策に関する体制を強化するため、たばこ対策専門官を設置したほか、たばこ対策に係る効果的政策提言と実践に関する調査研究体制の整備を図るため、国立保健医療科学院の研究情報センターにたばこ政策情報室を設置した。</p>
--------------	--

7 アルコール

個別分野の施策	
アルコール	<p>飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害の原因となることがあり、健康に対し大きな影響を与えるものである。近年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。</p> <p>「健康日本21」においては、①多量に飲酒する人の減少、②未成年者の飲酒防止、③「節度ある適度な飲酒」の知識の普及について設定している。</p>
施策の概要	<p>1. 多量に飲酒する人の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アルコール対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のアルコール対策担当者との健康増進事業実施者との連携を図り、効果的なアルコール対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るため、医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、平成16年度からアルコール対策について講習会を実施している。 <p>2. 未成年者の飲酒防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号) 未成年者の飲酒禁止、未成年者に酒類を販売した者に対する罰則等を規定している。 ○「未成年者飲酒防止強調月間」(平成13年10月決定) 「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定)に基づき、毎年4月に未成年者飲酒防止強調月間を設け、関係省庁が全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図っている。 ○未成年者飲酒防止に係る取組について(平成13年12月28日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等、酒類販売における未成年者飲酒防止に係る取組について、警察庁、国税庁及び厚生労働省より関係業界宛に通知を发出した。 ○シンポジウムの開催 アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催している。 <p>3. 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してアルコールに関する情報を国民に提供している。 ○「アルコール保健指導マニュアル検討会」報告書(平成14年3月) アルコール対策において重要な役割を担う保健指導について、専門家による検討を行い、保健指導を实践する上で必要なアルコールに関する基礎知識等を集積した報告書が取りまとめられた。 <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の飲酒の実態に関する研究、飲酒習慣の改善に関する研究、未成年者飲酒防止に関する研究等健康影響とアルコール対策の動向に関する研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。 ○「酒類販売業に関する懇談会」取りまとめ(平成16年12月国税庁) 酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請への今後のさらなる対応としてどのような施策が考えられるか検討を行い、「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」が取りまとめられた。 ○酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会の設置(平成12年4月) 酒類に係る不当販売の防止対策の強化等公正取引環境の整備及び対面販売の励行の徹底等社会規制の実施について、関係省庁間で連絡協議を行い、関係施策の強化を図り、総合的な取組を推進するため協議会を設置。 ○未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱(平成12年8月) 未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁において酒類の販売方法や取り締まりの強化等について、施策の徹底を図ることとした。 ○アルコール教育実践講座((独)国立病院機構久里浜アルコール症センター) 医師及び看護師等のアルコール関連従事者に対する予防及び診断、治療に関する研修を開催している。

8 歯の健康

個別分野の施策	
歯の健康	<p>歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を 20 歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという 8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。</p> <p>目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。</p>
施策の概要	<p>歯科分野に関しては、地域の実情に応じた歯科保健事業の推進を目的に、8020 運動推進特別事業やかかりつけ歯科医機能支援事業等を平成 17 年度まで実施してきたところである。</p> <p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フォーラム 8020 の開催 シンポジウム等による歯科保健に関する最新の知見、正しい知識等の普及啓発活動を実施。 ○歯の衛生週間の実施 毎年6月4日から 10 日までを歯の衛生週間とし、国民に対して歯や口腔の重要性やむし歯、歯周病予防に関する正しい知識等の普及を実施。 ○全国歯科保健大会の開催 国民に対する歯科衛生思想の普及啓発を目的として実施。 ○歯科保健に関するパンフレット等の作成・配布(8020 運動推進特別事業の活用) <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8020 運動推進員(8020 サポーター)の育成(8020 運動推進特別事業の活用) 地域において8020 運動を普及し、住民主体の健康づくり運動を推進するため、中心となる人材育成を実施。 ○歯科保健医療に関する研修会の開催(8020 運動推進特別事業の活用) 歯科保健医療関係者を対象に、地域歯科保健医療に関する研修会の開催。 <p>【環境整備(基盤整備)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域歯科保健計画の策定(8020 運動推進特別事業の活用) 地域における「健康日本 21」の目標値達成のためのアクションプラン等の作成。 ○地域歯科保健データベースの構築(8020 運動推進特別事業の活用) 地域における歯科保健情報の提供。 <p>【科学的知見の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯科疾患実態調査の実施(6 年毎に実施・H17 年実施) 国民の歯科疾患の現状を明らかにし、今後の歯科保健対策を推進するための基礎資料を得るために、全国調査を実施。 ○フッ化物洗口ガイドラインの作成 う蝕予防の有効な手段としてのフッ化物洗口法の普及を図るため、ガイドラインを作成。 <p>【研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究における研究の実施 口腔の状態に起因する各種の疾患や病態を検証し、口腔保健が全身の健康状態に影響を及ぼしている状況の科学的評価を行う口腔保健と全身の健康状態の関係に関する研究、う蝕・歯周疾患の予防技術や治療技術の評価等に関する研究を実施。 <p>【幼児期・学齢期のう蝕予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フッ化物応用(フッ化物歯面塗布・フッ化物洗口・フッ化物配合歯磨剤)の推進 ○う蝕予防に係る正しい知識等の普及、支援 ○かかりつけ歯科医機能支援事業の実施 <p>【成人期の歯周病予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯間部清掃用具(デンタル・フロス、歯間ブラシ等)の使用についての指導、普及 ○歯周病及び歯の喪失の原因となる喫煙の健康影響についての知識の普及 ○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進 <p>【歯の喪失防止(咀嚼機能の維持)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8020 運動の推進 ○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進

9 糖尿病

個別分野の施策

<p>糖尿病</p>	<p>我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会環境の変化に伴って急速に増加している。糖尿病は自覚症状がないことが多く、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要となることもある。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症・進展を促進することも知られており、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要である。</p> <p>また、平成14年度に実施した糖尿病実態調査によると糖尿病が強く疑われる人は約740万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約1,620万人と推計され、前回の調査結果を上回る結果となっている。</p> <p>「健康日本21」では、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、糖尿病について発生率の20%減少を目標に掲げている。</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的根拠に基づく糖尿病対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病実態調査の実施（5年毎に調査を実施。直近：平成14年度） ○国民栄養調査の実施（～平成14年）、国民健康・栄養調査の実施（平成15年～）（栄養・食生活分野の再掲） (2) 研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病戦略研究事業 <p>糖尿病について、予防、診断及び合併症を含む治療法の研究等、従来からの研究事業の取組に加え、将来における具体的な成果目標を設定し、確実な目標達成に向けた取組を推進する大規模戦略研究を平成17年度から5か年計画で実施する。</p> ・循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 <p>糖尿病をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防対策に関する研究等を実施している。</p> ・医療技術評価総合研究事業 (EBMの手法に基づく診療ガイドライン) <p>糖尿病及びその合併症の診療において、診療の基準や指針を明示し適切な判断を下せるよう支援するガイドラインを作成している。</p> 2. 糖尿病に関する知識の普及啓発（一次予防） <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防週間（毎年2月1日～7日） <p>生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であることから、自らの生活習慣を見直すきっかけ（行動変容）となることを目的として実施している。</p> (栄養・食生活分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ○栄養・食生活に関する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の食事摂取基準の策定 ・「食生活指針」の普及啓発（平成12年3月閣議決定） ・「食事バランスガイド」の普及啓発 ・食生活改善推進員による普及啓発 ・食生活改善普及月間（毎年10月） ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書（平成16年3月） (身体活動・運動分野の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくりのための運動基準」、「健康づくりのための運動指針（エクササイズガイド 2006）」の策定（平成18年7月） ○健康増進施設の認定

<p>施策の概要</p>	<p>3. 糖尿病の早期発見(二次予防)及び重症化の予防</p> <p>○老人保健事業による一般健診及び事後指導 医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に血糖検査及びヘモグロビンA1c を取り入れ実施しており、健康教育については、個別健康教育のなかで、糖尿病の個別健康教育を実施している。</p> <p>○国保ヘルスアップモデル事業 糖尿病等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1か所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。</p> <p>(参考) 関係団体による取組として、社団法人日本医師会、社団法人日本糖尿病学会及び社団法人日本糖尿病協会において、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とした「糖尿病対策推進会議」を設置したところである。 また、社団法人日本栄養士会においては、糖尿病の予防活動に重点をおいた活動を行うため、47都道府県栄養士会に「栄養ケア・ステーション」を設置することとしている。</p>
--------------	---

10 循環器病

個別分野の施策

<p>循環器病</p>	<p>脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器疾患は、我が国の死亡原因の第2位及び第3位であり、全体の約3割を占めている。循環器系疾患については、後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となっており、特に脳卒中は、「寝たきり」の主要な要因となる等、循環器病の罹患率及び死亡率の改善が一層重要である。「健康日本21」では、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について目標を設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、心疾患及び脳卒中対策としてそれぞれ死亡率の25%改善を目標に掲げている。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 科学的根拠に基づく循環器疾患対策の推進</p> <p>(1)調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○循環器疾患基礎調査の実施 <p>我が国における心臓病、脳卒中等の成人の循環器疾患及び危険因子に関して、その現状を把握し、今後の循環器疾患対策の検討に資することを目的として実施している(10年毎に調査を実施。直近:平成12年度)。</p> ○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～)(栄養・食生活分野の再掲) <p>(2)研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働科学研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 <p>心疾患、脳血管疾患、それらの背景疾患である糖尿病、高血圧、高脂血症等の分野について、多くの研究者・研究施設の参加の下、最善かつ標準的な医療技術の確立を目指した大規模な臨床研究を実施している。さらに、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防対策に関する研究等を実施している。</p> ○循環器病診療施設情報ネットワークの構築 <p>全国の研究・診療レベルの施設・地域間の格差是正を目指すため、循環器病の各種データベースを構築し、「循環器病診療施設総合支援システム」を国立循環器病センターと都道府県にある地方中核循環器病センターとをネットワーク化している。</p> <p>2. 循環器疾患対策に関する知識の普及啓発(一次予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脳卒中対策に関する検討会中間報告書(平成11年9月) <p>脳卒中は我が国の主要な死因であるとともに、後遺症を残したり、寝たきりの約4割を占めるなど、社会的影響の極めて大きな疾患であり、本検討会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①脳卒中の予防対策の強化 ②脳卒中急性期医療の充実 ③リハビリテーションの充実 <p>という3つの観点から総合的な脳卒中対策を検討した。</p> <p>(栄養・食生活分野の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○栄養・食生活に関する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の食事摂取基準の策定 ・「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月閣議決定) ・「食事バランスガイド」の普及啓発 ・食生活改善推進員による普及啓発 ・食生活改善普及月間(毎年10月) ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) <p>(身体活動・運動分野の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくりのための運動基準」、「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」の策定(平成18年7月) ○健康増進施設の認定

<p>施策の概要</p>	<p>(たばこ分野の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 ○未成年者の喫煙防止 ○公共の場や職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及 ○禁煙支援プログラムの普及 <p>(アルコール分野の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多量に飲酒する人の減少 ○未成年者の飲酒防止 ○「節度ある適度な飲酒」の知識の普及 <p>3. 循環器疾患の早期発見(二次予防)及び重症化の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人保健事業による一般健診及び事後指導 医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に循環器等についての検査項目が含まれており、健康教育については、個別健康教育のなかで、高血圧、高脂血症等の個別健康教育を実施している。 ○介護予防・地域支え合い事業 在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村において地域の実情に応じ、介護予防等事業、高齢者等の生活支援事業及び家族介護支援事業等を行っており、また、都道府県、政令市及び特別区においても寝たきり予防対策の普及啓発事業等を実施している(平成17年6月の介護保険法の改正により、平成18年度から地域支援事業として再編される。) ○国保ヘルスアップモデル事業 循環器疾患等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1か所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。 ○CCU(心疾患の集中治療)、SCU(脳卒中の集中治療)専用病室(施設・設備)整備事業 心疾患及び脳卒中に対する救急医療体制の充実を図るため、救命救急センター及び二次救急医療施設において、CCU専用医療機器・専用病室及びSCU専用医療機器・専用病室を整備している。 ○ドクターヘリ導入促進事業 救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、救急患者に早期治療を開始するとともに、医療機関へ迅速に搬送するドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を救命救急センターに整備している。
--------------	--

11 がん

個別分野の施策

<p>がん</p>	<p>がんは、昭和56年より我が国の死亡原因の第1位であり、現在では年間約30万人の方が亡くなっている。これに対応するためには、生活習慣の改善による予防の取組が重要である。これまで、昭和59年度から3次にわたるがん戦略事業を推進しており、昭和59年度から平成5年度までを「対がん10か年総合戦略」、平成6年度から平成15年度までを「がん克服新10か年戦略」として研究に重点を置いた取組を実施してきた。この取組によりがんの診断・治療技術は進歩しているが、今後はがん検診による早期発見・早期治療など予防に向けた取組が一層重要となっている。厚生労働省においては、がん対策を強力に推進するべく、平成16年度からがんの罹患率と死亡率の激減を目指して「第3次対がん10か年総合戦略」を推進しているところである。</p> <p>「健康日本21」では、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について目標を設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、がん対策として5年生存率の20%改善を目標に掲げている。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. がん研究の推進</p> <p>(1) 「対がん10か年総合戦略」(昭和59年度～平成5年度) 及び「がん克服新10か年戦略」(平成6年度～平成15年度)</p> <p>がんの本態解明を推進するため、重点研究課題を設定し研究を進め、これまで不明であった数々の発がん機構の解明がなされるなど、一定の成果をあげた。</p> <p>さらに、がんの本態解明からがん克服へという戦略の目標達成に向けて重点課題の研究に取り組むとともに研究支援事業を進め、更なるがんの本態解明、各種がんの早期発見法の確立、標準的な治療法の確立等診断・治療技術は目覚ましい進歩を遂げた。</p> <p>(主な成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発がん機構等の解明が進歩：一部のがん抑制遺伝子の同定 ・早期診断技術の開発：ヘリカルCTによる肺がんの早期発見 ・がん治療の進歩：非侵襲的手術法の開発 ・研究体制：既存の国立がんセンターや大学などで研究 <p>(2) 「第3次対がん10か年総合戦略」(平成16年度～平成25年度)</p> <p>これまでの20年にわたる戦略の推進の結果、胃がん、子宮がんによる死亡率は低下し、胃がんなどの生存率は向上したが、一方で、国民の生活習慣の変化その他により大腸がん等の欧米型のがんは増加を続けている。</p> <p>このため、第3次対がん10か年総合戦略では、がんの罹患率と死亡率の激減を新たな戦略目標とし、更なるがんの本態解明、基礎研究の成果を幅広く予防、診断、治療に応用するトランスレーショナルリサーチの推進、予防・診断・治療法の開発及びがんの実態把握とがん情報・診断技術の発信・普及についての研究を重点的に推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次対がん総合戦略研究事業 更なるがんの本態解明を進めるとともに、その成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチの推進、革新的な予防、診断、治療法の開発及び根拠に基づく医療の推進を図るための質の高い大規模な臨床研究を実施している。 ・医療技術評価総合研究事業(EBMの手法に基づく診療ガイドライン) <p>2. がん予防の推進</p> <p>○「第3次対がん10か年総合戦略」</p> <p>がんによる罹患率を減少させるためには、がん予防の研究成果に基づき、国民の生活習慣等の行動変容、有効ながん検診の拡充等を図っていくことが必要であり、このため、がんの有効な予防法を確立するとともに、がん予防に関する知識を広く国民に周知し、さらに最新の研究成果に基づきがん検診の効果を高めていくこととしている。</p>

- ・国立がんセンターがん予防・検診研究センターにおける検診事業等の推進
- ・マンモグラフィの緊急整備事業の実施(平成17年度から)

(栄養・食生活分野の再掲)

- 栄養・食生活に関する普及啓発
 - ・「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月閣議決定)
 - ・「食事バランスガイド」の普及啓発
 - ・食生活改善推進員による普及啓発
 - ・食生活改善普及月間(毎年10月)
 - ・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月)

(たばこ分野の再掲)

- 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及
- 未成年者の喫煙防止
- 公共の場や職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及
- 禁煙支援プログラムの普及

(アルコール分野の再掲)

- 多量に飲酒する人の減少
- 未成年者の飲酒防止
- 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及

(がん検診)

- 市町村が実施するがん検診事業

市町村が実施するがん検診は、昭和57年度の老人保健制度の創設により、市町村の義務的な事業として位置付けられることになった。平成9年度までは、老人保健法に基づき実施されてきたが、平成10年度に、地方分権の一環として一般財源化され、市町村が自ら企画・立案し、実施する事業として位置付けられることになった。以来、国においては、がん検診を効果的・効率的に実施していくための指針を各自治体等に示しているところであり、現在、指針においては、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5種類のがん検診の実施を求めているところである。

平成16年度の地域保健・老人保健事業報告によると、受診率は、胃がんで12.9%、子宮がんで13.6%、肺がんで23.2%、乳がんで11.3%、大腸がんで17.9%となっている。

- がん検診に関する検討会

市町村において実施されているがん検診について、平成15年12月に老健局長の私的検討会である「がん検診に関する検討会」が設置され、個々のがん検診の有効性や事業評価等について検討が進められている。平成16年3月には、乳がん及び子宮がん検診の見直しについて、平成17年2月には、乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について、平成18年2月には、大腸がん検診の見直しについて中間報告がまとめられ、その報告に基づきがん検診指針の見直しが行われた。平成18年7月からは、胃がん検診について検討が始められたところである。

3. がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備

- 「第3次対がん10か年総合戦略」

国立がんセンター等のがん研究・治療の中核的拠点機能の強化、がん医療の「均てん化」等を強力に進めること等により全国どこでも最適ながん医療が受けられ、がんの治療率が向上するとともに、がん患者の生活の質(QOL)が向上する社会を目指す。

- ・がん登録制度の推進

がん対策を推進する上で重要な基礎となるがん登録制度について、現在、その標準化と精度の向上を目指した取組を研究事業により実施している。

- ・がん診療施設情報ネットワーク事業

全国どこでも質の高いがん診療が受けられるよう、平成6年度から、医療機関(国立がんセンター、地方中核がんセンター)との間で診療情報等のネットワークの構築を図り、通常メディカルカンファレンスをはじめ、病理診断・画像診断など数多くの症例検討会等を実施している。

施策の概要

施策の概要

・地域がん診療連携拠点病院制度

質の高いがん医療の全国的な均てん化を目的として、平成 13 年度から、2次医療圏に1か所程度を目安に地域がん診療拠点病院の指定を行っており、平成 18 年4月現在135か所の医療機関を指定している。同病院に対しては、我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等)につき、地域の医療機関との連携を図り、質の高いがん医療が提供できるよう、研修の実施、院内がん登録の整備、がん情報の提供等必要な機能を求めている。

○「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」

第3次対がん10か年総合戦略及び健康フロンティア戦略においても重要な課題であるがん医療の「均てん化」については、平成 16 年9月に厚生労働大臣の懇談会として検討会を立ち上げ、

- ①がん専門医等の育成
- ②各がん専門医療機関の役割分担
- ③地域がん診療拠点病院制度のあり方

等について検討が行われ、平成 17 年4月に報告書が取りまとめられた。

・がん診療連携拠点病院制度

地域がん診療拠点病院制度については、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書の提言に基づき、平成 17 年7月に「地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会」を立ち上げ、地域がん診療拠点病院の機能的役割分担や指定要件の見直し等について検討が行われ、平成 18 年2月に「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を策定したところである。

今後は、この指針に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を促進していくこととしている。

4. その他

○がん対策推進本部の設置

今後のがん対策を推進するにあたり、発症予防、検診、治療、緩和ケアなどのがんの病態(ステージ)に応じた部局横断的な連携による、患者本位の総合的ながん対策を実施していく必要があるため、厚生労働省内に平成 17 年5月に厚生労働大臣を本部長とするがん対策推進本部が設置された。

○がん対策基本法の成立

我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果をおさめてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「がん対策基本法」が平成 18 年6月 16 日に成立した。